

猪名川町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

平成 28 年 11 月 22 日制定

令和 2 年 4 月 21 日改正

猪名川町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な所掌事務として、明確に位置付けられた。

猪名川町においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みが推進されているが、農業従事者の高齢化と後継者・担い手不足など深刻な問題もあり、持続可能な力強い農業を実現するためには、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地集積・集約化及び新規参入の促進といった人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。

以上のような観点から、地域の協力を得ながら、活力ある農業、農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、猪名川町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて、2023（令和 5）年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証、見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け、27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成31年3月)	478.4ha	4.5ha	0.94%
3年後の目標 (令和4年3月)	473.0ha	3.5ha	0.73%
目 標 (令和6年3月)	472.0ha	2.5ha	0.53%

*遊休農地の解消における管内農地面積は、農地台帳及び農業委員会が行う農地
利用状況調査から集計

(管内農地面積=優良農地+再生利用可能な農地+再生利用困難な農地)

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査（農地パトロール）と利用意向調査の実施について

- ・農業委員と推進委員は担当地区ごとに、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- ・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構等との連携について

- ・利用意向調査の結果を受け、適宜、農地中間管理機構へ情報提供を行い、また、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け手続きを行う。
- ・県農林振興事務所、自治会、農会、水利組合、JA 営農支援センター、農機具販売所と解消に向けた連携を図る。
- ・町と連携して、遊休農地の利用増進を図るための方策を検討する。

③ 非農地判断について

・既に山林、原野化し、農地への復元が困難な農地、または復元しても継続した耕作が困難な農地については、所有者・地域の意向及び農業振興地域整備計画や農地転用制度等の整合性を図りながら、慎重に非農地判断を検討する。

④ 鳥獣被害に係る施策の充実について

・鳥獣被害による遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止や解消を促進する施策の充実に向けて、町をはじめ関係機関との連携を図る。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 31 年 3 月)	478ha	95.4ha	20.0%
3 年後の目標 (令和 4 年 3 月)	473ha	97.5ha	20.6%
目 標 (令和 6 年 3 月)	472ha	105.0ha	22.2%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の策定に向けた話し合いの場への参加について

・農業委員及び推進委員は、地域における人と農地の問題課題の解決のための「人・農地プラン」の見直しなどの地域の農業者による話し合いの場にも積極的に参加し、農家や農地等に関する情報収集及び情報提供に努める。

② 農地中間管理機構等との連携について

・町及び農地中間管理機構との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について、共有を図り、利用権設置や農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

・農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業による農地の売買、貸借を促進、担い手への農地利用の集積、集約化を図る。

④ 農地の貸借制度の PR について

・農地の貸借制度や農地中間管理事業の周知に努める。

- ⑤ 農地の所有者を確知することができない農地の取り扱いについて
 - ・農地の所有者を確知することができない農地については、公示手続きを経て、県知事の裁定で、利用権設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。
- ⑥ 基盤整備事業の実施について
 - ・農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による基盤整備基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域の状況に応じた取り組みを推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成 31 年 3 月）	1 人	
3 年後の目標 （令和 4 年 3 月）	3 人	
目 標 （令和 6 年 3 月）	5 人	1 法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について
 - ・県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて、現地見学や相談会の開催に努める。
- ② 新規就農フェア等への参加について
 - ・町、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで、情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。
- ③ 企業参入の推進について
 - ・担い手が十分にいない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。
- ④ 農の雇用事業、農業次世代人材投資資金制度の活用について
 - ・農の雇用事業を活用した農業法人での就農支援、農業次世代人材投資資金制度を活用した新規就農者支援など、様々な施策を紹介し、担い手の確保に努める。